

鎌倉都市計画道路の見直し方針(案)に対するパブリックコメントの実施結果

1 実施概要

- (1) 意見の募集期間 平成 25 年 3 月 18 日(月)～平成 25 年 4 月 16 日(火)
- (2) 案の閲覧場所 鎌倉市都市計画課、各支所(腰越・深沢・大船・玉縄)窓口
- (3) 意見の提出方法 窓口、郵送、ファックス、メール
- (4) 実施の周知方法 広報かまくら、ホームページ、関連する自治町内会への回覧、鎌倉駅地下道ギャラリー展示による周知

2 意見の提出状況

- (1) 閲覧者数 18 名
- (2) 意見書提出件数 16 通(窓口 2 通、郵送 2 通、ファックス 3 通、メール 9 通)
- (3) 意見数 28 件

3 いただいた意見に対する市の考え方

パブリックコメントへの応募、ありがとうございました。

鎌倉市では、「都市計画道路の見直し方針(案)」に対するパブリックコメントを平成 25 年 3 月 18 日～4 月 16 日(30 日間)に行い、その結果 16 通のコメントをいただきました。

ご協力いただいた皆様、ありがとうございました。

これまで、市内にある都市計画道路については、平成 19 年 6 月に策定した「鎌倉市都市計画道路の見直しの基本的な考え方」に基づき、都市計画道路全体に対するあり方や、長期にわたり未着手となっている個別路線等について検証を行ってきました。

また、その検証内容については、対象路線の選定及び検証手法に関する前半部と、課題解決策の検討及び交通量の検証と総合評価に関する後半部に分け、内容の公開及び、パブリックコメントの募集を行ってきました。その時にいただいたコメントを貴重な意見として受け止め、市の考え方を整理し、内容の修正等を行いました。

その後、鎌倉市都市計画審議会への報告等を経て、「都市計画道路の見直し方針(案)」に対するパブリックコメントを募集しました。

いただいたコメントの内容を確認し、1 通のコメントの中の異なる内容などを分類した結果、意見は 28 件となりました。

その意見に関する市の考え方(個別の市の考え方はこちら)をまとめると、今回の「都市計画道路の見直し方針(案)」のパブリックコメントでは、意見の多くが、前回のパブリックコメントと同様に 3・4・2 号由比ガ浜関谷線に関する内容となりました。その中では、同路線の B 区間について、

緑地保全を重要視し、都市計画道路の「廃止」を求める意見、都市計画道路の「存続」は認めるが道路の地中化やルート変更を求める意見、防災等の観点から都市計画道路の整備を推進する意見等がありました。これらを見ても、当区間の方向性を取りまとめるには、より多くの議論や意見を集約し、関連するマスタープラン(都市・交通等)に位置付けることでの体系的かつ総合的な検証を経て、方向性を定めていくことが必要であると考えています。こうしたことから、由比ガ浜関谷線 B 区間は「保留」とした上で、段階的な対応を行うことの必要性を再認識したところです。

最後に、今回のパブリックコメントでは「都市計画道路の見直し方針(案)」そのものを否定するコメントは無かったことから、「都市計画道路の見直し方針(案)」を鎌倉市都市計画審議会へ諮り、確定して行きたいと考えています。また、意見の中には、編集方法に対する意見や今後のまちづくりに関する要望等があったことから、それらを真摯に受け止め、今後の都市計画行政に活用してまいりたいと考えています。

【都市計画道路の見直し方針(案)に対する意見】

意見の内容	件数 (件)	個別 意見 番号	市の考え方
3・4・2 号由比ガ浜関谷線 B 区間の廃止を要望	6	1-1 2-1 3-1 4-1 5-1 6	<p>「由比ガ浜関谷線又は由比ガ浜関谷線 B 区間の廃止又は存続を望む。」との意見については、「都市計画道路の見直し方針(案)」1 ページに示したように、段階的な見直し作業を行うとの考え方などから、「存続」「変更」「追加」「廃止」といった方向性の判断をしました。今回の見直しでは、由比ガ浜関谷線を A・B・C と 3 つの区間に分けて検証し、A 区間・C 区間を「存続」とし、B 区間を「保留」としました。「保留」とした B 区間に関しては、次の段階として、今後予定している都市マスタープランや交通マスタープランの改定の機会において、いただいた意見や広く市民の皆さんの意見を聴きながら、交通問題の解決に向けた体系的、かつ、より多角的な検討を行うこととします。</p> <p>【段階的な見直し作業の進め方】 今回の見直し</p> <p>①都市計画道路決定後、整備の長期未着手路線における建築制限に対して、「廃止」や「存続」などの判断を早期に実施する必要性がありました。そのため現在都市計画決定されている路線の必要性等について平成 19 年に策定した「鎌倉市都市計画道路の見直しの基本的な考え方」に基づき整理・検証することを主な作業としています。</p> <p>②必要性が低い路線については将来交通需要予測を行い、「廃止」とした場合の周辺路線への交通量の影響等を判定しました。「廃止」が可能な路線については早期に「廃止」の手続きを進めます。また、「存続」とした路線及び区間については、建築制限の緩和を検討します。</p> <p>③由比ガ浜関谷線 B 区間は、歴史的風土や緑地保全に直接的に重大な影響を及ぼすといった課題が残る一方で、路線全体として本市の骨格をなす幹線であり、「廃止」とした場合に、影響を受ける関連道路へ交通の負荷が懸念されます。また、災害対策・救援作業・復旧作業上も重要性を有する路線であると考え、今回は「保留」としました。</p> <p>④このまま結論へ至るまで検討を続けるといった選択肢もありますが、これまでの長期間にわたる建築制限に対する早期解除や緩和など、権利者への配慮を優先すべきと判断しました。</p> <p>⑤以上のことから、今回は問題点を整理し、B 区間の廃止や地下式などの構造形式及びルート等の変更など解決に向けた方向性を示し、次回以降の見直し作業に活かすこととしました。</p>
3・4・2 号由比ガ浜関谷線の廃止を要望	2	7-1 8-3	<p>④このまま結論へ至るまで検討を続けるといった選択肢もありますが、これまでの長期間にわたる建築制限に対する早期解除や緩和など、権利者への配慮を優先すべきと判断しました。</p> <p>⑤以上のことから、今回は問題点を整理し、B 区間の廃止や地下式などの構造形式及びルート等の変更など解決に向けた方向性を示し、次回以降の見直し作業に活かすこととしました。</p>
3・4・2 号由比ガ浜関谷線 B 区間を整備すべき	1	9-2	<p>次回以降の見直し</p> <p>①都市計画道路の見直しについては、今回の見直し作業だけに留まらず、今後の都市を取り巻く状況の変化や目指すべき将来都市像を踏まえた確に行っていきます。</p> <p>②都市マスタープランの改定において、いただいた意見やあらためて広く市民の意見を聴きながら、交通問題の解決に向けて体系的かつ重点的な検討を行います。また、より具体的な施策の検討を進めるため交通マスタープランの改定においてもさらに検討を進めます。</p>
3・4・2 号由比ガ浜関谷線 B 区間の工法の提案	1	11	<p>③現在検討中の交通需要管理施策の展開など、流入抑制策による車両流入量の減少を見極める必要もあります。</p> <p>④由比ガ浜関谷線 B 区間につきましては、次回以降の見直し作業で次の点に留意し検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画では、歴史的風土、史跡、緑地に与える影響が大きいため、考えられる方向性としての「廃止」、若しくは「形式及びルート変更」に関すること。 ・当路線が国道 1 号と国道 134 号を結ぶ根幹的な路線であり、かつ、広域的な役割を担う路線であるため、県の広域計画等との調整をすること。 ・東日本大震災の教訓を生かした新たな防災対策、復興まちづくり対策等の検討及び目指すべき将来都市像へ対応すること。

3・4・2号由比ガ浜関谷線A区間の廃止を要望	2	1-2 10-1	3・4・2号由比ガ浜関谷線は、国道1号と海岸線を通る3・5・1号国道134号線を結ぶ鎌倉縦貫道的な重要な幹線と考えています。ステップ2の検証項目の整理では、A～C区間のうちA区間は、(13)地形・地物との整合の項目では「低」の評価としていますが、全13項目のトータルでは「必要性:中(比較的必要性が高い路線)」となり、ステップ3,4での廃止の検討の対象外としています。 また、A区間については、長谷大町線、藤沢鎌倉線へ接続するなど交通ネットワーク上重要な役割があり、これまでも地元権利者の協力により、一部区間(280m)を整備し、供用を開始しております。
3・5・4号和田塚名越線A区間の廃止を要望	1	12	3・5・4号和田塚名越線の未着手区間(起点～小町材木座線:A区間)については、ステップ2で「必要性が低い」という結果となり、ステップ3では解決策として「廃止」候補としました。その後のステップ4での交通需要推計と総合評価の結果、区間として「廃止」の方針としました。 本方針確定後、廃止路線については、関係機関等との協議調整を行うとともに、都市計画変更の手続を進めていきます。
見直し方針(案)編集に難あり	2	9-1 13-1	今回の見直しは、都市計画道路決定後、整備の長期未着手路線等における建築制限に対して、「廃止」や「存続」などの判断を早期に実施する必要があることなどから、検討を進めているものです。既に都市計画決定されている路線の必要性等については、平成19年に策定した「鎌倉市都市計画道路の見直しの基本的な考え方」や、昨年報告した中間報告その1及びその2を公表し、段階ごとに市民意見を募集し、また、都市計画審議会の意見を聴きながら進めてきたところです。 いただいた意見を参考に、今後読みやすい資料づくりを工夫してまいります。
見直し案に賛成	1	14	都市計画道路の見直し方針(案)の6ページに記載しているように、廃止路線については、方針確定後、関係機関等との協議調整を行うとともに、都市計画変更の手続を進めてまいります。
建築制限緩和を要望	1	8-2	都市計画道路の見直し方針(案)の6ページに記載しているように、現在事業認可を取得し、整備期間が明確となっていない路線、及び事業化に向けて計画中の路線以外は、建築制限の緩和対象とします。

【その他意見】

意見の内容	件数(件)	個別意見番号	市の考え方
緑・景観保全	6	2-2 3-2 4-2 5-2 7-2 10-2	鎌倉市では、広町・台峯・常盤山の3大緑地を始め、緑保全に取り組んでおります。鎌倉市の行政計画である都市マスタープランや緑の基本計画、景観計画などにより、緑保全又は景観保全等の方向性を位置付けており、それらに基づいて施策を展開しています。 本見直し方針策定にあたっては、ステップ2の見直し作業において、「歴史的風土」「緑地保全」「景観に与える影響」の3項目を含めた13項目により必要性の検証を行いました。次回以降の見直し作業においても、この3項目が重要な項目となると考えております。
都市計画道路以外の道路も含めた交通インフラ整備に対する要望	1	15	歩行者・自転車ネットワークの整備などの道路環境の抜本的な改善などについては、都市マスタープランや交通マスタープランの改定の際に検討を行っていきたくと考えております。
市民周知方法を充実させること	2	10-3 13-2	都市計画道路の見直し方針(案)へのパブリックコメントの実施にあたっては、市役所及び各支所の窓口での閲覧、ホームページへの掲載の他、関係自治町内会に周知文書の回覧をお願いしました。 今後、市民の皆様にも周知を図る機会があると考えていますので、いただいた意見を参考に、より効果的な周知方法について検討していきたくと考えております。

<p>回覧用の文書が見えにくい</p>	<p>1</p>	<p>16</p>	<p>自治町内会への回覧用の文書は、「都市計画道路の見直し方針(案)」の閲覧とパブリックコメントの実施を周知することを目的としており、その中で、案の内容について、都市計画課及び各支所の窓口、ホームページで閲覧することをお願いしています。</p> <p>回覧用文書の裏面の方針図は、細かな部分が分かりにくくなってしまい、ご迷惑をおかけしました。今後は、地図や文字を大きく表示するなど調整し、読みやすい紙面づくりを工夫してまいります。</p>
<p>早急な都市計画変更手続を要望</p>	<p>1</p>	<p>8-1</p>	<p>都市計画道路の見直し方針(案)の6ページに記載していますように、廃止路線については、方針確定後、関係機関等との協議調整を行うとともに、都市計画変更の手続を進めてまいります。</p>